

丁種封印（再々委託・再委託）マニュアル（簡易版）

全国の行政書士間による出張封印の再々委託が認められました。
また全国の行政書士会との再委託も、その単位会が認めれば再委託が可能となっています。
丁種封印を、自動車販売店等に送ることは、法に違反しますのでご認識下さい。

1. 再々委託について

【当会丁種会員が他会丁種会員行政書士に兵庫封印を再々委託する場合】

1. 再々委託先行政書士が、他会の丁種会員であること。
※他会行政書士会が発行する「自動車登録業務に関する証明書」等で確認のこと。
2. 行政書士（再々委託先）と「確約書」を締結し保管。
※次回以降、変更事項が無い限り再契約する必要はありません。
3. 「封印取付け作業依頼書・封印取付け作業完了報告書」を送付し、返付後保管のこと。
※封印取付け作業完了報告書には、車台番号の拓本又は写真を添付し保管。
4. 封印取付け実績簿（再々委託用）に取付け日ごとに必要事項を記載して保管。
5. 毎月の報告「封印取付け台帳」に「封印取付け作業依頼書・封印取付け作業完了報告書」写しを添付して当会に報告。（毎月5日まで）

【当会丁種会員が他会丁種会員の再々委託（他府県封印）で施封する場合】

1. 委託元の行政書士会の規則及び細則に従う。
2. 行政書士（再々委託先）と「確約書」を締結し保管。
※次回以降、変更事項が無い限り再契約する必要はありません。
3. 「封印取付け作業依頼書・封印取付け作業完了報告書」を受領し、施封後返付。
※封印取付け作業完了報告書には、車台番号の拓本又は写真を添付し写しを保管。
4. 封印取付け実績簿（再々受託用）に取付け日ごとに必要事項を記載して保管。

2. 再委託について

【丁種会員が他会行政書士会の丁種会員名簿登載を希望する場合】

1. 他会の行政書士会の規則及び細則に従い、名簿登載の手続きを各自で行う。
2. 他会の行政書士（丁種会員）と「確約書」を締結する。

【他会の丁種会員が当会の丁種会員名簿搭載を受ける場合】

当会は前渡し封印管理のため、他会行政書士の名簿登載を受付けていません。

3. 再々委託に伴う追加書類

1. 「確約書」行政書士←→行政書士（要綱5条八の確約書）
2. 「封印取付け作業依頼書・封印取付け作業報告書」（要綱5条八の取付け作業依頼書及び完了報告書）
3. 「封印取付け実績簿」（再々受託用・再々受託用）（要綱第6条2 封印の取付け作業）